

海く高第421号

平成25年9月30日

指定居宅介護支援事業所 様

海南省海口市生活部高龄介护课长

(公 印 省 略)

短期入所サービスの延長利用について (通知)

平素は、介護保険事業に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、短期入所サービスは、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第20項において、「利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。」と規定されています。

当市としましては、短期入所サービスの延長利用について、一律に制限しているということではなく、ケアマネジャーとの相談の中で、①家族状況及び介護状況、②本人の心身の状況、③短期入所利用の半数を超えるに至る経緯、④今後の方向性、を総合的に判断して特に必要と認められる場合に半数を超える短期入所サービスの延長利用を承認しています。

つきましては、短期入所サービスの利用が認定有効期間の半数を超える見込みとなった場合は、①短期入所サービス延長利用申請書、②直近の居宅サービス計画書(写)、③直近のサービス担当者会議の要点(写)、④直近のサービス利用票(写)を当市に提出してください。申請書の内容等を確認した上で、その結果を居宅介護支援事業所に通知させていただきます。